

6-4 産業（中分類）別付加価値額の推移【工業統計調査・経済センサスー活動調査】

（基準日：各年6月1日、単位：万円）

産業分類（中）	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
【 総 数 】	11,588,969	10,840,780	10,874,401	11,235,244	12,096,027
9 食 料 品 製 造 業	1,165,224	1,095,947	1,115,081	1,172,511	1,435,635
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	288,570	309,917	314,766	290,877	476,567
11 織 維 工 業	376,035	355,913	338,048	327,124	338,479
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業（家具を除く）	121,884	63,700	99,037	100,894	103,508
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	268,139	274,617	281,311	278,329	290,692
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	102,815	101,824	113,724	96,053	75,389
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	369,658	396,641	401,784	400,249	563,985
16 化 学 工 業	X	X	X	X	1,566,799
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	X	X	X	X	X
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別掲を除く）	284,938	304,311	403,233	348,754	268,996
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	X	X	X	X	1,998,409
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	X	X	X	X	X
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	232,528	274,574	239,874	259,905	298,149
22 鉄 鋼 製 造 業	X	X	X	X	116,439
23 非 鉄 金 属 製 造 業	X	X	X	X	135,612
24 金 属 製 品 製 造 業	943,948	971,506	963,436	1,010,667	1,076,556
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	X	240,642	117,361	163,397	133,484
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	1,496,147	1,542,920	1,509,671	1,508,456	1,396,239
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	X	X	X	X	X
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	X	X	X	X	X
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	216,188	205,891	276,704	257,646	281,664
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	-
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1,299,740	925,468	976,649	881,103	1,402,843
32 そ の 他 の 製 造 業	80,240	99,941	61,646	85,859	80,531

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」(H29～R2)、「経済センサスー活動調査」(R3)
福岡県「福岡県の工業 工業統計調査結果表」

※工業統計調査における「付加価値額」及び「粗付加価値額」とは、以下のとおりである。

・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

ただし、従業者29人以下の事業所については、粗付加価値額で集計した。

・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等

※経済センサスー活動調査における製造業の「付加価値額」及び「粗付加価値額」とは、以下のとおりである（個人経営調査票による調査分を含まない）。

・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料使用額等－減価償却額

・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料使用額等

*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

※この表における「X」は、事業所数が1又は2の項目に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿（ひとく）した箇所である。また、事業所数が3以上の項目に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は秘匿している。